

ポイントの使い方

- Q** 貯まったポイントは、どうやって使うの？
- A** 貯まったポイントは、500ポイントごとにフレカ商品券(取扱店で使用できます)と交換します。例えば、1,200ポイントお持ちの方が商品券に換える場合、最大1,000円分交換となり、200ポイントが残ります。
- Q** ポイントの有効期限はありますか？
- A** ポイントは、最後に加算・減算されてから1年間有効です。1年間、加算・減算されなかった場合、残りのポイントは0ポイントとなり、失効します。
- Q** 交換した商品券の有効期限はありますか？
- A** 商品券に交換した日から6カ月間です。
- Q** 商品券はどこで使うことができますか？
- A** フレカ商品券取扱店で使用できます。現在、50店舗が登録しています。(下の表をご参照ください)

| 文房具・本・小物雑貨など | | ガソリンスタンド | | 飲食店など | |
|----------------|---------|---------------|---------|------------------|---------|
| おみやげ 栄泉堂 | 川湯温泉1丁目 | サンエナジー 硫黄山SS | 川湯温泉1丁目 | 宿・花ふらり | 屈斜路 |
| 館書店 | 高栄1丁目 | | | そば処 出雲 | 鈴蘭2丁目 |
| 須田商店 | 中央3丁目 | サンエナジー 摩周SS | 川湯温泉5丁目 | 御食事処 ぼっぼ亭 | 朝日1丁目 |
| 食品・酒類販売・コンビニなど | | | | 東寿司 | 湯の島2丁目 |
| Aコープてしかが店 | 中央3丁目 | ヤマカ金川商店 弟子屈SS | 朝日1丁目 | 鮭のよこ山 | 中央1丁目 |
| ビックリッキー 弟子屈店 | 中央2丁目 | ヤマカ金川商店 摩周SS | 摩周1丁目 | 炉ばた まるはち | 川湯温泉1丁目 |
| 角藤商店 | 湯の島1丁目 | | | おかず屋ぐう〜 | 中央1丁目 |
| 西沢商店 | 川湯駅前2丁目 | 万代石油 | 鈴蘭3丁目 | 手打ちそばの両国 | 中央2丁目 |
| ライフショップ万代 | 美留和 | 摩周石油 摩周SS | 摩周2丁目 | すなっく つつい | 湯の島2丁目 |
| セブンイレブン 弟子屈中央店 | 中央1丁目 | 摩周石油 川湯SS | 川湯温泉4丁目 | 昇龍軒・ほかほか弁当 | 美里4丁目 |
| 菓子・ケーキなど | | | | キッチン くいしんぼう | 泉2丁目 |
| 更科菓子舗 | 中央1丁目 | プロパンガスなど | | 海鮮居酒屋 百衛門 | 中央3丁目 |
| 和洋菓子更科 フクハラ摩周店 | 鈴蘭4丁目 | 弟子屈プロパン | 泉5丁目 | スナック 松 | 湯の島2丁目 |
| 和洋菓子ピニョン | 中央1丁目 | そうご燃料 | 中央2丁目 | レストラン 摩周 | 摩周3丁目 |
| 自動車販売・整備など | | 右近燃料店 | 泉3丁目 | 薬 | |
| 中屋商店 | 中央3丁目 | 電気・家電など | | 摩周調剤薬局 | 泉2丁目 |
| くるま館 | 摩周2丁目 | 大栄電業 | 泉4丁目 | ワタナベ薬局 | 中央1丁目 |
| 金物・家庭用品 | | 大栄Aコープ店 | 中央3丁目 | サッポロドラッグストア 弟子屈店 | 鈴蘭3丁目 |
| やまき小澤商店 | 中央2丁目 | ベスト電器弟子屈店 | 中央3丁目 | 時計・メガネ | |
| 花・植物など | | スポーツ用品 | | ダルマヤ | 中央1丁目 |
| 宮崎生花店 | 中央1丁目 | ウエダ靴運動具店 | 中央3丁目 | 美容室 | |
| | | 衣料品など | | 美容室アール | 中央2丁目 |
| | | べんり屋すずき | 中央3丁目 | | |

※商品券取扱店を募集しています。町内で営業している事業者の方で登録を希望される場合は、ご連絡ください。

問い合わせ先/役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

中学生以下のお子さんの医療費が実質無料です!!

「広報てしかが4月号」「てしかが町知って得する便利帳」でもお知らせしていますが、今年の4月から中学生以下のお子さんの医療費が実質無料になりました。

お子さんが病気やけがで通院した際に負担した医療費をポイント化し、町内での買い物などに利用できる商品券(右図)で還元しています。医療費が実質無料になるためには、ご負担いただいた医療費をポイント化する申請が必要となります。現在、多くの方にご利用いただいておりますが、まだ手続きをされていない方もいらっしゃいます。

ここでは、手続きの方法やポイントカード(フレカ)の使い方などを紹介します。



医療費実質無料の手続き

- Q** 手続きをするにはどうしたらいいですか？
- A** 医療機関から発行された領収証(保険点数の記載があるもの)と印鑑をご持参の上、役場健康推進課健康保険係までお越しください。
- Q** 領収書は数カ月分まとめて持っていてもいいですか？
- A** 診療月の翌月以降であれば、領収書はまとめて持ってきていただいても構いませんが、計算は1カ月ごとにまとめて行います(高額医療に該当する場合があります)。なお、一度に多くの領収書をお持ちいただいた場合は、事務処理に時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。
- Q** .小学生と中学生の子どもがいますが、一緒に申請してもいいですか？
- A** ポイントカード(右図)は1家族で1枚をお使いいただき、対象のお子さん全てのポイントを1枚に登録します。
- Q** ポイントの対象とならないものはありますか？
- A** 補装具などの療養費や歯科矯正の費用など、保険適用外治療に係る費用は対象外となります。また、公的な医療給付や、学校などでけがをした場合に支払われる災害共済給付金など、他の医療費助成を受けられる場合には、助成額を控除した金額が対象となります。
- Q** 今年の4月以前に負担した医療費はポイント化されないのですか？
- A** 4月以前については、小・中学生に限り医療費の2割分(1割は自己負担)をポイント化しています。2年経過した領収証は時効となり申請に使用できなくなりますので、お早めに申請してください。

